

広島県公営企業管理規程第五号

広島県企業局文書等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

広島県企業局文書等管理規程の一部を改正する規程

広島県企業局文書等管理規程（平成十三年広島県公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県文書等管理規程の項中

第九条の二、第十条第一項、第十一条、第二十四条第二項第一号及び第四号、第二十六条第一項第四号、第三十二条第二項並びに第四十九条	総務課長	企業総務課長
第十条第一項	ファクシミリ装置による通信文書取扱要領 広島県電子メール取扱要領	企業局におけるファクシミリ装置による通信文書取扱要領 企業局における広島県電子メール取扱要領

を

第九条の二、第十条第一項、第十一条、第二十四条第二項第一号及び第四号、第二十六条第一項第四号、第三十二条第二項並びに第四十九条	総務課長	企業総務課長
第十条第一項、第三十四条	広島県電子文書等取扱要領	企業局における電子文書等取扱要領

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。